認定こども園・保育所
令和９年度 入園申込みのご案内

令和９年度入園申込みのポイント

◎育児休業取得時の継続利用について
→４ページ

◎よくある質問をまとめました！
→３２ページ

◎電子申請での手続きが可能です！
→３３・３４ページ

＜入園申込み受付期間＞

一斉募集の受付期間：

令和８年10月19日（月）～令和８年11月20日（金）まで

※一斉募集受付期間後に受付けたものは随時募集として取扱います。
※書類不備があった場合は、支給認定却下又は利用調整時に減点の対象となります。

随時募集の受付期限：

入園希望月の前月10日まで（子育て応援課必着）

※10日が閉庁日（土日祝日）の場合は翌開庁日まで受付けます。

〒667-0198 兵庫県養父市広谷250番地1（養父地域局２階）
養父市役所 こども・夢・えがお部 子育て応援課
電話番号　079（664）0315

マイナポータルより
電子申請が可能です！

目　次

1 教育・保育施設 …… 1
（1）保育施設の種類 …… 1
（2）市内の保育施設 …… 1
2 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定） …… 2
（1）教育・保育給付認定区分 …… 2
（2）保育を必要とする理由 …… 2
（3）保育の量及び認定期間 …… 3
3 入園・転園の申込みの留意点 …… 5
（1）申込み前の確認 …… 5
（2）入園可能年齢 …… 5
（3）転園 …… 5
（4）養父市に住所があり、市外の保育施設に入園希望の場合 …… 6
（5）養父市に住所がなく、養父市内の保育施設に入園希望の場合 …… 6
4 募集人数の目安（利用定員） …… 6
5 入園の申込みから入園までの流れ【参考】 …… 7
（1）申込みから入園まで …… 7
6 申込みに必要な書類 …… 8
（1）入園申込み …… 8
（2）入園申込後に変更される場合 …… 10
7 認定こども園及び保育所の利用調整 …… 11
（1）市内の認定こども園（保育所機能）及び保育所の利用調整 …… 11
（2）利用調整の結果通知 …… 12
（3）希望する保育施設の利用が可能となった場合 …… 13
（4）希望する保育施設の利用が不可となった場合 …… 13
8 認定こども園及び保育所の入園後 …… 14
（1）利用者負担額（保育料） …… 14
（2）副食費（給食費） …… 14
（3）その他の保育サービス …… 15
9 教育・保育施設の概要 …… 18
10 認定こども園及び保育所の位置（市内地図） …… 29
11 記入例 …… 30
12 入園申込み等に関するFAQ（よくあるご質問） …… 32
13 電子申請での入園申込み手続きについて …… 33

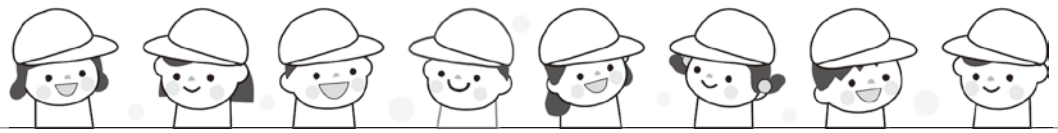

【お願い】
本案内は、保育施設の利用申込み手続きや必要な書類について記載しています。
利用を希望される方は、よくお読みになりお申込みください。
入園した後の諸手続きについても記載されていますので、大切に保管ください。

1　教育・保育施設

養父市内にある小学校及び義務教育学校（以下「小学校等」といいます。）就学前のお子さまを対象とした教育・保育施設（以下「保育施設」といいます。）は、認定こども園（公立・私立）と保育所（公立）があります。

（1）保育施設の種類

家庭の状況やお子さまの年齢によって、利用できる施設が異なります。

施設種別	内　容	利用時間	利用できる世帯
幼稚園 (3歳から5歳)	小学校等以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	昼すぎ頃までの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育を実施	制限なし
保育所 (0歳から5歳)	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する児童福祉施設	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない世帯
認定こども園 (0歳から5歳)	幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設	**幼稚園機能のみ利用(3～5歳)** 昼すぎ頃までの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育を実施	制限なし
		幼稚園機能＋保育所機能の利用(3～5歳) 昼すぎ頃までの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。園により延長保育も実施	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない世帯
		保育所機能のみ利用(0～2歳) 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施	

【注意】令和８年10月現在、養父市内には、「幼稚園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」に該当する施設はありません。

（2）市内の保育施設

区分		施設名	所在地	令和８年度認可定員
認定こども園	公立	伊佐こども園	養父市八鹿町浅間1256-5	70人
		宿南こども園	養父市八鹿町宿南1287	20人
		三谷こども園	養父市三谷35-1	35人
		広谷こども園	養父市広谷284-1	180人
		養父こども園	養父市養父市場650-1	80人
		大屋こども園	養父市大屋町夏梅351	90人
		関宮こども園	養父市吉井269	90人
	私立	たいようこども園	養父市八鹿町朝倉1261-1	150人
		認定こども園童和こども園	養父市八鹿町八木1482	50人
		日光認定こども園	養父市八鹿町下網場451	120人
保育所	公立	小佐保育所	養父市八鹿町小佐885-1	30人

※各施設の詳細（令和８年度時点）は、「教育・保育施設の概要」（P18以降）に掲載しています。

※令和７年12月19日、市長からの諮問を受け、養父市のこれからの教育のあり方等について審議を行ってきた「養父市教育のあり方検討委員会」から答申が提出されました。この答申に基づき、市では保育施設の統廃合等について検討を行っていくこととしています。保護者の皆さまにおかれましては、予めご了承いただきますようお願いいたします。

２　保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）

保育施設の利用をご希望の場合、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。
なお教育・保育給付認定は、保育施設の入園申込時に提出される書類に基づき、市が認定します。

（１）教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定は、保育の必要性や年齢によって３つの区分の認定に割り振られます。

認 定 区 分	対象年齢	対 象 世 帯	市内で利用できる保育施設
１号認定 (教育標準時間認定)	満３歳以上	教育を希望する世帯 (「保育の必要性」なし)	認定こども園(幼稚園機能)
２号認定 (保育標準・短時間認定)		「保育を必要とする理由」に該当する世帯	保育所（保育所機能） 認定こども園（幼稚園＋保育所機能）
３号認定 (保育標準・短時間認定)	満３歳未満	「保育を必要とする理由」に該当する世帯	保育所（保育所機能） 認定こども園（保育所機能）

あなたの認定区分は？（認定区分の目安）

お子さまの年齢は？

3～5歳

「保育を必要とする理由」に該当しますか？
▶「保育を必要とする理由」参照

いいえ → **１号認定**（教育標準時間認定）

はい → **２号認定**（保育標準・短時間認定）

0～2歳

「保育を必要とする理由」に該当しますか？
▶「保育を必要とする理由」参照

はい → **３号認定**（保育標準・短時間認定）

いいえ → 認定の必要はありません。＊

認定区分に応じた認定こども園・保育所が利用できます。

＊ 認定こども園・保育所は利用できません。園庭開放や一時預かり等をご利用ください。

（２）保育を必要とする理由

２号認定又は３号認定を受けるには、保護者の方のお子さまの保育を必要とする理由が次の①から⑪までのいずれかに該当していなければなりません。

① 就労（1か月あたり48時間以上就労している場合）
② 妊娠、出産の場合
③ 疾病・傷害の場合（疾病・傷害のため入院、通院、居宅内療養をしている場合）
④ 障がいの場合（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合）
⑤ 介護の場合（介護を要する又は長期入院等をしている親族の介護・看護をしている場合）
⑥ 災害の復旧にあたっている場合
⑦ 求職活動の場合
⑧ 就学等の場合（1か月あたり48時間以上の就学又は就労の技能取得を常態としている場合）
⑨ 家庭内暴力（虐待やドメスティック・バイオレンス）の恐れがある場合
⑩ 育児休業の場合（育児休業取得時に、既に保育施設に入園しているお子さまがいて継続利用が必要である場合）※詳しくは、Ｐ４「育児休業取得時の継続利用について」をご覧ください。
⑪ その他保育が必要と市長が認める場合

【注意!!】“下の子の育児のため”“集団生活に慣れさせたい”“近所に友達がいない”等の理由は、『保育を必要とする理由』には該当しません。３歳以上のお子さまの場合は、１号認定での利用をご検討ください。

（３）保育の量及び認定期間

保護者の方の保育を必要とする理由に応じて、保育の量（利用時間）・認定期間(利用期間)が異なります。

保育を必要とする理由		保育の量（利用時間）	認定期間（利用期間）
① 就労の場合（内職、自営業、農業含む）	1か月48時間～120時間未満（パートタイム勤務を想定）	保育短時間	就労期間内
	1か月120時間以上（フルタイム勤務を想定）	保育標準時間	
② 妊娠、出産の場合		申請内容による	出産予定日の８週前（多胎妊娠の場合は14週前）の日が属する月の月初めから出産後８週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
③ 疾病・傷害の場合		申請内容による	証明書などに記載されている通院及び療養期間
④ 障がいの場合		申請内容による	
⑤ 介護の場合		申請内容による	入院・通院期間、介護が必要な期間
⑥ 災害の復旧の場合		申請内容による	復旧完了まで
⑦ 求職活動の場合		保育短時間	３か月
⑧ 就学等の場合	1か月48時間～120時間未満	保育短時間	就学期間内
	1か月120時間以上	保育標準時間	
⑨ 虐待やDVの場合		申請内容による	申請内容による
⑩ 育児休業の場合　※詳細は４ページに記載（保育認定の継続、継続利用のみ）		保育短時間	申請内容による
⑪ その他保育が必要と市長が認める場合		申請内容による	申請内容による

≪保育の量（利用時間）について≫

・保育を必要とする理由に応じて、保育の量(利用時間)が２区分に分かれます。

① 保育標準時間・・・１日最長11時間利用可能
② 保 育 短 時 間 ・・・１日最長８時間利用可能

・保育標準時間・保育短時間とも、各施設ごとに開始・終了時間が決まっています。
各施設の時間設定については、各教育・保育施設の概要（P18以降）をご覧ください。

時間割（イメージ）※実際の時間割は、各施設の実情に合わせた時間設定となります。

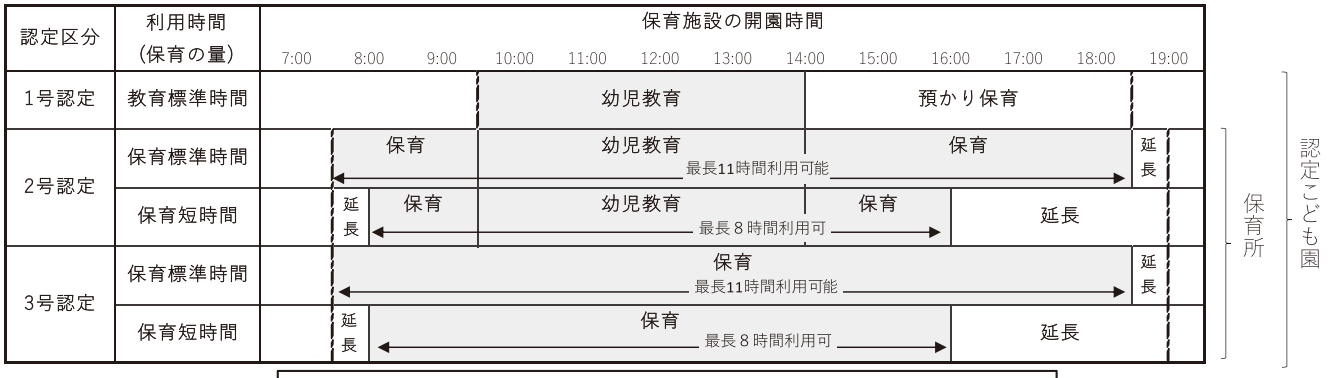

＊保育施設の利用時間について＊

・保育施設で、お子さまをお預かりする時間は、原則として、保護者が勤務等により保育にあたれない時間のみとなります。**買い物や食事の準備等の時間は含まれません。**認定された利用時間に関わらず、保護者の方が保育の可能な時間は、家庭で保育をしてください。

・保育標準時間に該当する方が、保育短時間を希望することは可能です。

・保育短時間に該当する方を状況により保育標準時間として認める場合は、以下のとおりです。

① １か月120時間を満たしていないが、１日の就労時間が８時間以上となるような就労を常態とする場合
② １日８時間未満だが、勤務時間帯との関係から常態として利用時間帯を超えて保育施設を利用せざるを得ない場合
③ シフト制等の勤務体系の方で、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が８時間以上ある場合
④ 通勤時間等により、利用時間が保育短時間の開始時間又は終了時間を常態として越える場合

・認定区分変更は月の1日です。月途中での変更は行えません。

≪認定期間（利用期間）について≫

・認定期間（利用期間）が満了となった場合、又は「保育を必要とする理由」がなくなった場合は、退園（退所）の対象となります。

・求職活動から就労、就労から妊娠出産（産前休暇の開始）など、「保育を必要とする理由」が変更になる場合は、速やかに変更申請（届出）を行ってください。

・保育の認定期間（利用期間）の終了後も、引続き保育施設を利用したい場合は、期間が満了する月の20日までに、変更申請書≪教育・保育給付認定変更申請（届出）書≫及び保育を必要とする理由が確認できる書類（就労証明書等）の提出が必要となります。

【参考】 ３号認定の場合、認定期間（利用期間）は満３歳の誕生日の前々日までになります。満３歳の誕生日の前日を迎えられたら、３号認定から２号認定へ切替え、認定期間（利用期間）は自動的に保護者の方の保育を必要とする理由に応じて延長されます。
※変更申請書の提出は不要です。

＊POINT　育児休業取得時の継続利用について

育児休業とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第２条第１号に基づく育児休業及び育児休業と同様の休業で事業主が証明した育児休業のことをいいます。

育児休業の取得を理由とする保育認定の継続について

保護者の方が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育施設を利用していたお子さまは、継続利用を可能としています。

育児休業中における保育の必要性と認定期間（利用期間）について

・在園児については、育児休業取得対象児が２歳に達する日（誕生日前日）の月末まで保育認定を継続することが出来ます。
・また、自営業等により育児休業制度がない方で、育児に伴う休業後に同じ業務に復職する意思がある方については同様の取扱いとします。

※就労していない場合や新規入園は対象外です。

※上記の事由に関わらず、認定こども園で満３歳以上のお子さまは１号認定への変更による継続利用となります。特別の理由により保育の必要性が認められれば、保育認定は可能です。

父母ともに育児休業を取得する場合

・父母ともに育児休業を取得する期間がある場合も、育児休業取得対象児が２歳に達する日（誕生日前日）の月末まで保育認定を継続することが出来ます。

認定変更の手続きについて

・育児休業の取得を理由とした継続利用を希望する場合は、認定変更の手続きが必要です。
※認定変更の手続きに関する説明は、10ページをご確認ください。

育児休業終了（復職）・就労内定の場合の入園日について

復職日・雇用開始日	入園可能日
月の初日から15日の場合	雇用開始・復職日の属する月、または前月の１日から
月の16日から末日の場合	雇用開始・復職日の属する月の１日から

≪休園日について≫

・保育施設の休園日は、認定区分により異なります。

２・３号認定・・・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日～翌年１月３日まで)

１号認定・・・・・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び学校長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）

※その他、施設の設置者が特に必要と認めた日に休園とすることがあります。

３　入園・転園の申込みの留意点

（１）申込み前の確認

希望の保育施設を決める際には、必ず各施設ごとの受入れ月齢、開園時間、延長保育の有無などをご確認ください。入園決定後（入園後）に、「開園時間が合わなかった」「雰囲気が違った」「遠くて通いきれない」などならないようご注意ください。

※保育施設の見学を希望される方は、直接施設にお問い合わせください。

◆ 障がいや疾病のあるお子さまや特別な配慮が必要なお子さま

障がい等で特別な配慮が必要なお子さまの受入れは、各保育施設により異なります。
入園を希望される場合は、事前に子育て応援課（電話:079-664-0315）へご相談ください。
※医療的ケアを必要とするお子さまの保育施設の利用については、別途申請により受入れを検討します。
※保育施設の見学や相談をご希望の方は、直接施設にお問い合わせください。

◆ 食物アレルギーにより制限される食物があるお子さま

食物アレルギーなどにより制限される食物がある場合は、基本的に除去食又は代替食の対応をしていますが、対応状況は各保育施設によって異なりますので、事前に希望保育施設へご確認ください。

（２）入園可能年齢

◆ ０歳児のお子さまの申込みについて

０歳児は、保育施設によって受入れ月齢が異なります。入園を希望される場合は、事前に子育て応援課（電話:079-664-0315）又は保育施設へご相談ください。

◆ 出産前のお子さまの申込みについて

出産前であっても入園可能月齢をもとに申込みしていただくことは可能です（母子健康手帳で出産予定日を確認させていただきます）。

また出生後、お子さまの健康状況や集団生活の可否についてお伺いします。状態によっては受入れできない場合もありますのでご了承願います。

（３）転園

◆ 転園を希望されるお子さまの申込みについて

転園も新規入園と同じ日程・書類で申込みを受付けます。

（４）養父市に住所があり、市外の保育施設に入園希望の場合

・ 入園申込みの手続きは、子育て応援課で行ってください。
※ 市外への転出に伴う申込みの場合、転出後、転出先の自治体で改めて申込みが必要です。

・ 自治体によって、申込締切日や条件が異なります。事前に希望する保育施設が所在する自治体にお問い合わせください。

・ 年度途中の申込期間は、入園を希望する保育施設が所在する自治体の定める期間となります。当該自治体へ申込期間の確認をしていただき、当該自治体の締切日の１週間前までに子育て応援課へ申込みをしてください。

・ 自治体によっては、市外のお子さまの受入れを行っていない場合もありますので、空き状況や受入れの可否の確認をお願いします。

（５）養父市に住所がなく、養父市内の保育施設に入園希望の場合

◆ 養父市に転入する予定のない方

・ お住まいの自治体の窓口で、入園の申込みを行ってください。

・ 翌年度も継続して利用を希望する場合は、翌年度の新規入園希望者とともに再度利用調整を行うため、再申込みが必要です。

◆ 養父市に転入する予定の方

・ お住まいの自治体の窓口で、入園の申込みを行ってください。

・ 転入を証明する書類が提出できる方で、令和９年３月31日までに養父市に転入できる方は、養父市民とみなして利用調整を行います。転入後、改めて養父市様式で申込みが必要です。

【転入を証明する書類の例】契約期日が分かる不動産賃貸借契約書の写し、引渡日が分かる不動産売買契約書の写し、同居予定に関する申立書など

※ 利用調整は、養父市民の方を優先いたしますので、ご了承願います。
※ お住まいの自治体によっては、申込受付していない場合があります。その場合は子育て応援課にご相談ください。

４　募集人数の目安（利用定員）

・ 令和８年度現在の職員配置基準、施設の面積基準等の状況における、各保育施設の受入れ可能人数の目安です。受入れ人数の目安を上回る申込みがあった場合、保護者等の状況による優先度に応じて利用調整を行い、入園を決定します。

・ 利用調整の結果、第２希望、第３希望の保育施設への決定、又は入園保留等を行うことがありますのでご了承願います。

施　設　名	0～2歳児	3～5歳児	施　設　名	0～2歳児	3～5歳児
伊佐こども園	20名	35名	関宮こども園	20名	40名
宿南こども園	7名	13名	たいようこども園	56名	74名
三谷こども園	9名	26名	認定こども園童和こども園	15名	25名
広谷こども園	70名	90名	日光認定こども園	36名	64名
養父こども園	15名	25名	小佐保育所	6 名	14名
大屋こども園	20名	40名	合 計	274名	446名

・ ０歳児は申込みの状況によって、公立の保育施設では旧町単位で１～２園へ集約する場合があります。私立の保育施設については、申込みの状況から施設と協議の上、決定します。

５　入園の申込みから入園までの流れ【参考】

・申込み方法、受付期間等は、令和９年度入園のものとなります。
・書類に不備があった場合、支給認定却下・減点・利用調整不可となることがあります。提出前に不備がないか必ずご確認をお願いします。

（１）申込みから入園まで

※ 公立認定こども園・公立保育所並びに私立認定こども園もこちらで受付けます。

申込み受付

・受付期間：≪一斉募集≫令和８年**10**月**19**日（月）から令和８年**11**月**20**日（金）まで
≪随時募集≫入園希望月の前月**10**日まで
10日が閉庁日（土日祝日）の場合は翌開庁日まで
・提 出 先 ：〒667-0198 兵庫県養父市広谷250-1
養父市役所 こども・夢・えがお部 子育て応援課
又は既に保育施設に通っている場合は各認定こども園・保育所
※ 郵送される場合は、簡易書留等、追跡できる方法で提出してください。

１号認定の認定審査

２号・３号認定の認定審査（保育の必要性）

家庭の状況等、お子さまの保育を必要とする具体的な内容をお伺いする場合があります。

利 用 調 整

利用調整基準表（P11）を基に利用調整を行い、入園するお子さまを決定します。先着順や抽選ではありません。

結果の送付：令和９年２月中旬頃発送予定（お手元に届くまでには数日かかります。）

保育施設の利用が決定した場合
・公立保育施設の場合は「支給認定証」及び「入園承諾書」を送付
・私立保育施設の場合は「支給認定証」及び「入園内定通知書」を送付

保育施設の利用が決定しなかった場合
・「支給認定証」及び「入園保留通知書」を送付

保育施設の利用を認めなかった場合
・「教育・保育給付認定却下通知書」を送付

※支給認定証については、新規入園又は、前回の支給認定内容から変更があった方のみ送付します。

保育施設の利用が決定した場合

決定保育施設との面談や入園説明会

保育施設の利用が決定しなかった場合

待機児童となり、自動的に５月以降の利用調整を行います。※改めて申込みしていただく必要はございません。

入園：入園日は毎月１日です。月途中からの入園はできません。

６　申込みに必要な書類

２人以上のお子さまの入園を同時に申込みされる場合は、お子さま１人につき１部必要です。ただし、「ア 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書兼現況届（以下「申込書」といいます。）」以外は申込児のうち１人を除き、コピーの添付が可能です。

既に在園しているお子さまがいて、かつ新規の入園申込みをするお子さまがいる場合は、新規の入園申込みをするお子さまの申込書に原本を添付し、他方の申込書にはコピーを添付してください。

（１）入園申込み

① 全ての方に必要な書類

ア　教育・保育給付認定申請書兼入園申込書兼現況届

イ　保育を必要とする証明書（※１号認定の場合は不要です。）
- 父母それぞれについて必要です。
- 本証明書のほかに、父母の状況に応じて次の書類の添付が必要です。

父母等の状況		必要書類	
就労	会社勤務	**就労証明書**（養父市所定の様式、以下同じ） ※ 内定の場合は、その証明を受けてください。	
	内職	**就労証明書**又は**家内労働手帳**	
	自営業（代表者）	**（1）就労証明書** **（2）就労状況を証明できる書類**の写し 例：登記簿謄本、開業届、直近の確定申告書、その他会社のホームページの写し等で会社名・代表者名が確認できるもの	(1)と(2)の**両方**を提出してください。
	自営業（親族が代表の会社に勤務している）	**（1）就労証明書** **（2）就労状況を証明できる書類**の写し 例：専従者の欄に名前が記載されている確定申告書・収支内訳書・決算書など	
	農業	**（1）就労状況を証明できる書類**の写し　例：直近の確定申告書 **（2）民生委員・児童委員が証明した「保育を必要とする証明書」**	(1)か(2)の**いずれか**を提出してください。
妊娠、出産		出産されるお子さまの**母子健康手帳**の写し （表紙及び分娩予定日のわかるページ）	
保護者の傷病、障がい		**医師の診断書（養父市所定の様式）**又は**障害者手帳**（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し	
同居又は長期入院等の親族の介護、看護		**医師の診断書、障害者手帳**又は**認定済み介護保険証**の写し ※要介護１以下の場合は別途「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」を提出してください。	
災害復旧（火災・風水害等）		**り災証明書等**	
求職活動		**（1）**発行から２か月以内の**ハローワーク受付票、面接通知書**又は**不採用通知書**等の写し **（2）求職活動等申告書**　※(1)と(2)の**両方**を提出してください。	
就学		**在学証明書**及び**時間割のわかるカリキュラム等**の写し ※ 就学予定の場合は、在学証明書の代わりに「合格通知書」の写しを提出してください。この場合、後日就学が開始となりましたら必ず在学証明書を提出してください。	
家庭内暴力（児童虐待・DVなど）		子育て応援課までご相談ください。	
育児休業 ※在園児の場合のみ		**就労証明書**（育児休業取得期間の記載があるもの） ※自営業等により育児休業制度がない場合は**みなし育児休業申出書**	
その他		子育て応援課までご相談ください。	

※ 民生委員・児童委員さんや勤務先等から証明を受ける必要がある場合は、必ず事前に連絡をとり、必要事項を記入したうえで、証明を受けてください。

② 該当する方のみ必要な書類

ア　個人番号申告書　**新規入園児のみ**

提出を受けた個人番号及び特定個人情報は、子ども・子育て支援法による施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給に関する事務であって法令で定めるものに必要な目的の範囲で取扱います。

※保育施設に提出する場合は**封筒に封入**し、封筒に保護者氏名を記入した上でご提出ください。
※本市管理外での情報漏洩については責任を負いかねます。取扱いに十分ご注意ください。
※提出を受けた個人番号は、市において厳重に保管・管理いたします。

イ　その他の書類

区　分	必　要　書　類
生活保護受給世帯の方	生活保護受給証明書の写し
ひとり親世帯の方	児童扶養手当証書、遺族年金証書のいずれかの写し、又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
障がい者（児）を有している世帯の方	療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し※手帳をお持ちでない方は、同程度と判断できる書類

≪注意点≫

・ 提出いただいた書類が事実と異なる場合や入園時に状況が異なっていた場合は、入園取消や退園となることがあります。

・ 変更が生じた場合は、速やかにお手続きください。（P10参照）

・ 提出された書類を返却することはできません。

・ 利用調整は、締切日までに提出された書類によって行います。締切日後に提出された書類は、次の利用調整からの反映となりますので、ご注意ください。

・ 申込み書類に不備等があった場合、子育て応援課又は保育施設よりご連絡します。申込み受付期間内に訂正いただけなかった場合は、利用調整ができないことがあります。余裕をもってお申込みください。
　また、申込書に記載された連絡先が間違っていたり、連絡に気づかないことにより期間内に訂正等ができない場合、本市では責任を負いかねますのでご注意ください。

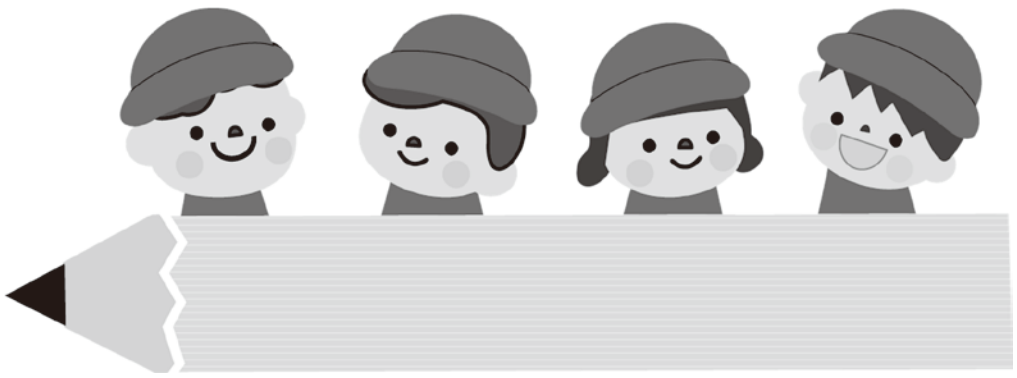

（２）入園申込後に変更される場合

入園申込み後に次のような変更等があった場合は、子育て応援課窓口でお手続きをしてください。
※ 保育施設に入園した後に変更が生じた場合も、同様の手続きが必要です。

父母等の状況	必 要 書 類
転職が決まった場合 勤務日数・時間等が変わった場合	次の(1)と(2)の両方の書類を提出してください。 （1）教育・保育給付認定変更申請(届出)書 （2）就労証明書
求職活動から就職が決まった場合	次の(1)から(3)の全ての書類を提出してください。 （1）教育・保育給付認定変更申請(届出)書 （2）保育を必要とする証明書 （3）就労証明書
育児休業を取得・延長した場合	次の(1)から(3)の全ての書類を提出してください。 （1）教育・保育給付認定変更申請(届出)書 （2）保育を必要とする証明書 （3）就労証明書（育児休業取得期間の記載があるもの） ※自営業等により育児休業制度がない場合はみなし育児休業申出書
仕事を辞めた場合 ※保育を必要とする事由に該当しない場合、１号認定への変更又は退園となります。	次の(1)と(2)の両方の書類を提出してください。 （1）教育・保育給付認定変更申請(届出)書 （2）保育を必要とする証明書（※１号認定の場合は不要） ※ 本証明書のほかに、保育を必要とする理由に応じた添付書類が必要です。（詳細P８参照）
養父市内の別住所に転居した場合 氏名が変わった場合 家族構成が変わった場合（婚姻、離婚など）	教育・保育給付認定変更申請(届出)書 ※ 変更内容によっては、その他の書類が必要になる場合があります。
そ　の　他	子育て応援課までご相談ください。

【参考】申込書に保育施設の希望を記入する際のポイント

◆ 通える範囲内で、できる限り多くの保育施設を記入する

利用調整（選考）は、指数の高いお子さまから順番に、そのお子さまの第１希望、第２希望、第３希望…と希望の上位から順に入園可能かを確認していき、終了したら次のお子さまへと移ります。

「１園希望の方が入りやすい」「たくさん書くと空きが多い保育施設にされてしまう」ということは一切ありません。また、フルタイム勤務の世帯が増えていますので、フルタイム勤務だからといって必ずしも希望上位の保育施設に入れるとも限りません。

できる限り多くの保育施設を記入しておく方が、どこかの保育施設に入園できる可能性が広がります。ただし、入園内定後に「やっぱり通えない」とならないよう、注意してください。

◆ 空き状況に関わらず、入園したい順番に記入する

空きがない保育施設であっても、退園や転園によって空きがでるかもしれません。

また、入園ができなかった場合でも、毎月利用調整を行います。

空き状況は毎月変動しますので、空き状況に関わらず、入園したい順番に記入してください。

◆ きょうだいで同時に申込みをする場合、入園条件をよく検討する

きょうだいで同じ保育施設に入園できるよう利用調整いたしますが、場合により、同じ保育施設に入園できないことがあります。

その場合、ご家庭の状況を考慮したうえで、別々の保育施設でも通えないか等を検討してみてください。

7　認定こども園及び保育所の利用調整

（1）市内の認定こども園（保育所機能）及び保育所の利用調整

認定区分が２号認定及び３号認定の利用施設の決定は、第１希望を優先に調整しますが、希望者数が定員を超える場合は「利用調整基準」に基づき、入園を決定します。その結果によっては第２希望・第３希望の保育施設への入園決定や入園保留となる場合がありますので、ご了承願います。

保育の必要状況により選考いたしますので先着順ではありませんが、募集期間を過ぎてからの申込みの場合は、次回（辞退・退園等があった場合）の利用調整での選考となる場合があります。

① 基本点数表

＜世帯の選考点数の算定方法＞　父の基本点数＋母の基本点数＋調整指数＝その世帯の選考点数

※ ひとり親世帯の場合は、父または母の基本点数に、10点を加算します。

保育認定の要件		保護者の状況		点数	備考欄
①-1	外　勤	月 160 時間以上の就労		10	
		月 120 時間以上の就労		8	
		月　80 時間以上の就労		6	
		月　48 時間以上の就労		4	
①-2	内　職	月　48 時間以上の就労		3	
②	自営業	月 160 時間以上の就労		9	自宅から場合に算出は１点加算
		月 120 時間以上の就労		7	
		月　80 時間以上の就労		5	
		月　48 時間以上の就労		3	
③	農　業	月 160 時間以上従事		8	心身ともに重い障がいを持つ者で自宅から離れた場所で合算する場合は１点加算
		月 120 時間以上従事		6	
		月　80 時間以上従事		4	
		月　48 時間以上従事		2	
④	妊娠・出産	前後8週の期間		7	
⑤	保護者の疾病・障がい	疾病等	入院又は常時臥床	10	
			一般加療（通院）	5	
		障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A	10	
			その他手帳所持者	5	
⑥	介護・看護	月 160 時間以上		8	自宅内での介護は１点加算の場合に記加
		月 120 時間以上		6	
		月　80 時間以上		4	
		月　48 時間以上		2	
⑦	災害復旧	災害（火災含む）復旧		11	
⑧	就　学（職業訓練含む）	月 160 時間以上		10	
		月　48 時間以上		4	
⑨	求職活動	求職活動を継続的に行っている		2	
⑩	育児休業中の継続入所	５歳児である		2	
		多胎児出産		2	
		保護者の体調不良		2	
		その子の発達上、環境の変化が好ましくない		2	
⑪	虐待・DV			※１	
⑫	その他	上記の規定数以下の場合		※２	
		市外在住者（入所までに転入予定の者を除く）		0	
		状況に関し、時間数等具体的な記載が無い		※３	
		以上に類する理由により常時の保育が必要な場合		※１	

② 調整指数表

区　分	状　態　な　ど	指　数
加　算	生活保護受給世帯	5
	ひとり親世帯	8
	虐待やＤＶの恐れがある	10
	育児休業からの復帰	3
	兄弟姉妹が同一施設希望	5
	現在認可外保育施設を利用	8
	前年度から待機している	5
	前々年度から待機している	8
	下の子の育休によって退所し、復職時の再入園の申込み	5
	現在1号認定により施設を利用している場合	2
	市内こども園・保育所・学童クラブに常勤で勤務（予定）している保育教諭等	10
減　算	保育料を滞納している	▲8
	必要書類不足	▲5
	祖父母等の保育が可能	▲2
	下位希望施設の決定後キャンセルし、上位希望施設を希望（年度内）	▲5

③ 同一選考点数世帯の優先順位

基本点数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位により優先順位を決定します。

順　位	条　　件
1	市内こども園・保育所・学童クラブに常勤で勤務（予定）している保育教諭等
2	養父市民である（開始までに転入予定の者を含む）
3	基本点数の高い世帯
4	調整指数の高い世帯
5	保育料の滞納が無い世帯
6	きょうだいの申込みがある（きょうだい数の多い方を優先）
7	当該施設に入園中である
8	直近の保育料算定上の市民税額の低い世帯

注意事項

※1　当該お子さま、世帯の状況に応じて別途判断します。
※2　①②③にあっては父母どちらかが月48時間を超えない場合は認定対象外（却下）とし、④以降の事由にあっては１点とします。
※3　各事由の最低点数とします。事由が不明の場合は認定対象外（却下）とします。

（２）利用調整の結果通知

利用調整の結果は、公立保育施設に入園可の場合は「入園承諾書」を、私立保育施設に入園可の場合は「入園内定通知書」を、保育施設の利用が不可の場合は「入園保留通知書」でお知らせします。
また、入園の可否に関わらず、「支給認定証」（支給認定が却下となった場合は「教育・保育給付認定却下通知書」）をお送りします。
※支給認定証については、新規入園又は前回の支給認定内容から変更があった方のみ送付します。

◆ 市外の保育施設を申込みされた場合

養父市から「支給認定証」（支給認定が却下となった場合は「教育・保育給付認定却下通知書」）をお送りします。
利用調整は、入園を希望する保育施設が所在する自治体が行い、その結果については当該自治体から行われます。

◆ 出生前のお子さまの申込みをされた場合

出生のお手続きをしていただくまでは、結果の通知を送付することができません。市民課での出生手続きが終わりましたら、子育て応援課窓口での手続きをお願いいたします。

（3）希望する保育施設の利用が可能となった場合

保育施設の利用が可能になった場合、保育施設との面談や入園説明会、健康診断等があります。実施日時等については、後日、利用可能保育施設よりご連絡いたします。

入園にあたって、適切な保育を行うためにお子さまの状況について伺いますので、状況をあらかじめまとめておいてください。

◆ 入園を取下げる場合

原則として、入園の取下げ（保育施設には行かない）は、おやめください。

やむを得ない理由により、入園を取下げたい場合は、「支給認定証」、「入園承諾書」又は「入園内定通知書」が届き次第、速やかに子育て応援課窓口で取下げ手続きをしてください。

（4）希望する保育施設の利用が不可となった場合

保育施設の利用が不可となった場合でも、入園申込みは、取下げ手続きがない限り、申込年度中（令和10年３月入園又は支給認定証の認定期間のいずれか短い期間まで）は有効です。その期間中は毎月利用調整の対象となりますので、改めて入園申込みをする必要はありません。

◆ 入園が不要となった場合

入園の申込みを取下げたい場合は、必ず子育て応援課窓口でお手続きください。市外へ転出することになった場合も申込みを取下げる手続きが必要です。

◆ 年度中に入園できなかった場合

待機児童となり、そのまま年度中に入園ができなかった方で、翌年度（令和10年度）も入園を希望される場合は、再度、新たに翌年度の入園申込みをしていただく必要があります。

◆ その他

どうしても保育を希望される場合は、一時預かり保育や園庭開放、まちの子育て広場の利用をご検討ください。詳しくは「その他の保育サービス」（P15以降）をご確認ください。

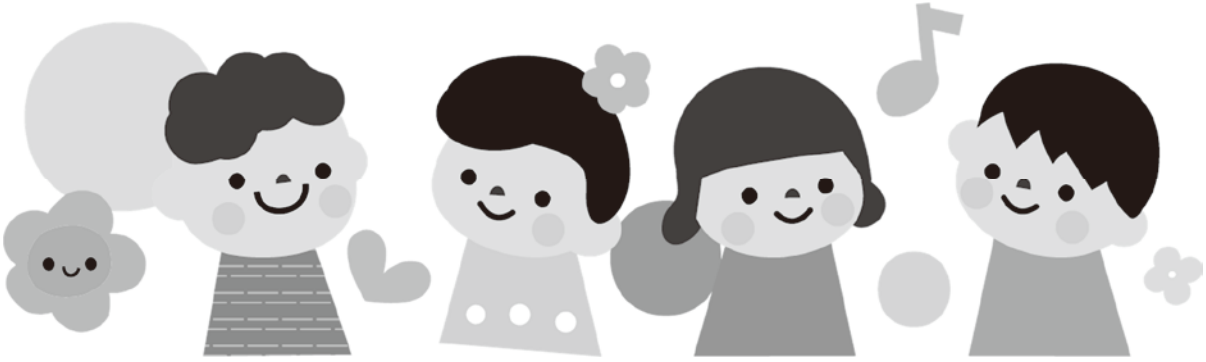

8　認定こども園及び保育所の入園後

（1）利用者負担額（保育料）

令和元年10月から国が実施した幼児教育・保育の無償化に伴い3～5歳児の保育料が無償となりました。また令和３年度から養父市独自の施策として年収に関係なく0～2歳児の保育料を**無償**にしました。このため、利用者のご負担はありません。

≪参考／利用者負担額表(月額)≫
３号認定：満３歳未満

階層区分		国の基準(上限)		養父市の基準（令和2年度まで)※現在無償化	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	19,500円(9,000円)	19,300円(9,000円)	14,500円	13,500円
4	市町村民税所得割課税額97,000円未満	30,000円(9,000円)	29,600円(9,000円)	22,000円	21,000円
5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円	29,500円	28,500円
6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円	37,000円	36,000円
7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円	43,000円	42,000円
8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円	43,000円	42,000円

※（　）は、ひとり親世帯等で市町村民税所得割課税額77,101円未満の場合の減免額です。

≪参考／保育料の決定方法≫
保育料は、次の算定方法に基づき決定します。
① 税額の計算は、調整控除を除き税額控除を反映しない額
② ４月～８月の保育料は前年度市民税額、９月～翌年３月の保育料は当年度市民税額により決定
③ 年度途中で年齢が上がった場合も、年度当初の年齢を適用
④ 原則、父母の税額の合計で算定しますが、父母がともに非課税の場合は、お子さまを税申告上の扶養親族としている祖父母や、父母を事業専従者としている事業主、同居世帯の最多収入者など、家計の主宰者と認められる扶養義務者（祖父母等）の税額も合わせて算定

（2）副食費（給食費）

３～５歳児のお子さまについては、通常、副食費（保育所等の給食の材料にかかる費用（食材費）のうち、副食（おかず）にあたる分）が発生しますが、令和２年度から養父市独自の施策として年収に関係なく３～５歳児の副食費を**無償**にしました。

また０～２歳児のお子さまは、保育料の金額に副食費が含まれていますが、養父市独自施策により保育料を無償にしたことに伴い、利用者のご負担はありません。

◆ 市外の保育施設を利用されている場合

市外の保育施設を利用されている ３歳から５歳のお子さまは、副食費にかかる費用をいったん全額自己負担していただき、後日申請により、養父市から補助が受けられます。

当該年度の２月頃、養父市からご案内いたしますので、補助金の交付を希望される方は申請をしてください。

（3）その他の保育サービス

① 延長保育

利用対象者：保育施設に通う２号認定・３号認定のお子さま

内　　容：保護者の勤務時間や通勤時間などのやむを得ない事情により、保育標準時間又は保育短時間の時間を超えて保育を必要とするお子さまのために、延長して保育を行うサービスです。利用には事前申込みが必要です。延長保育の時間帯は早朝・夕方があり、各保育施設により受入れ可能時間が異なるため、利用する前に必ず各保育施設にご確認ください。

利　用　料：全保育施設共通（公立・私立とも）**無償**

◆ 市外の保育施設を利用されている場合

市外の保育施設を利用されているお子さまは、延長保育にかかる費用をいったん全額自己負担していただき、後日申請により、養父市から補助が受けられます。

当該年度の２月頃、養父市からご案内いたしますので、補助金の交付を希望される方は申請をしてください。

※ 保育ができない保護者を支援するための制度です。**時間を守る、必要時のみ使用するなど節度ある利用**をお願いします。

② 預かり保育

利用対象者：保育施設に通う１号認定のお子さま

内　　容：認定こども園（幼稚園機能）を利用する１号認定のお子さまを幼児教育終了後や土曜日・夏休みなどの長期休日に預かるサービスです。利用には事前申込みが必要です。

開　園　日：公立の保育施設【平日】14:00～18:30【土曜日・長期休日】8:00～18:30

利　用　料：公立の保育施設【平日】500円【土曜日・長期休日】利用時間に応じて500円～1,300円

※ 私立の保育施設の開園日・利用料については、直接施設にお問い合わせください。
※ １号認定の認定を受けたお子さまで、預かり保育の無償化を希望される場合は、「新たな保育の必要性」の認定を受ける必要があります。詳しくは、子育て応援課にお問い合わせください。

③ 送迎バス（保育施設によっては、送迎バスを運行しています。）

利用対象者：公立の保育施設は、２号・３号認定の保育短時間で満１歳６か月以上のお子さまが対象です。ただし、バスの定員や運行によりその他の認定のお子さまでも利用が可能な場合があります。詳しくは施設にお問い合わせください。
私立保育施設は、各施設に直接お問い合わせください。

内　　容：お子さまを保育施設まで送り迎えできない保護者のために、各保育施設が運行している送迎サービスです。送迎バスの利用には申込みが必要です。

利　用　料：公立の保育施設は、**無償**です。
私立の保育施設は各施設に直接お問い合わせください。

④ 一時預かり

利用対象者：保育施設に通っていないお子さま

内　　容：保護者の急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時など保育施設でお子さまを一時的にお預かりするサービスです。

実施場所：公立の保育施設及び私立の保育施設

利用時間等：利用時間等の詳細については、各保育施設に直接お問い合わせください。

利　用　料：全保育施設共通(公立・私立とも)
３歳未満のお子さま　日額3,000円（ただし、給食なしの半日保育は1,500円）
３歳以上のお子さま　日額2,000円（ただし、給食なしの半日保育は1,000円）

低所得世帯は利用者負担軽減制度があります。詳しくは、子育て応援課にお問い合わせください。

【前ページつづき】

⑤ こども誰でも通園

利用対象者：生後６か月から満３歳未満の保育施設に通っていないお子さま

内　　容：月10時間まで、理由を問わず、保育施設を定期的に利用でき、集団を通じて成長を促すサービスです。

実施場所：公立の保育施設（伊佐こども園、宿南こども園、小佐保育所を除く。）及び私立の保育施設

開園日等：施設によって異なります。子育て応援課または各施設にお問い合わせください。

利　用　料：１時間300円（ただし、給食やおやつ等がある場合は、実費負担があります。）

低所得世帯は利用者負担軽減制度があります。詳しくは、子育て応援課にお問い合わせください。

⑥ 病児・病後児保育

利用対象者：生後６か月から小学校及び義務教育学校の６年生までのお子さま

内　　容：病気や病後のお子さまを保護者が家庭で保育できない場合や、保育施設等での集団保育が困難な場合に、専用スペースで保育士又は看護師が保護者に代わって保育を行うサービスです。利用の際には、事前の申込みと医師の診断書が必要です。

区分	病児保育	病後児・体調不良児保育
実施施設	養父市八鹿町八鹿1891-3 養父市病児保育センター「ほわほわ」	養父市八鹿町朝倉1261-1 たいようこども園 病後児保育室
定員	１日６名まで ※ただし0～2歳児は２名まで	１日２名まで
利用時間	午前７時30分から午後６時まで ※ただし初日は午前９時以降から	午前８時30分から午後５時まで
利用料金	2,000円(利用時間が５時間以上) 1,000円(利用時間が５時間未満) ※非課税世帯等に減免あり	2,000円 ※非課税世帯等に減免あり
休日	土曜日、日曜日、祝日、お盆(8/14～8/16)、年末年始(12/29～1/3)	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3) ※たいようこども園の休園時は利用できません。
連絡先	079-666-8307	079-662-4835

詳細については、各施設にお問い合わせください。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

利用対象者：生後６か月から中学校の３年生及び義務教育学校の９年生までのお子さまの保護者

内　　容：子育てを応援してほしい方「おねがい会員」と応援したい方「まかせて会員」がそれぞれ会員登録をして、地域の皆さんで子育てを助け合う事業です。

支援の例：病院、買い物、美容院等の外出や息抜きをしたい時の預かり
保育施設や教育施設、塾等の送迎や終了後の預かり等

謝　　礼：平日（７時～19時）…30分あたり350円
※上記以外の時間及び土日祝日…30分あたり400円

注意事項：会員登録後、援助活動開始前に事前打ち合わせがあります。

詳細については、養父市ファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。
（月～金曜日９時30分～16時30分、連絡先：079-664-0315）

公式LINE

【前ページつづき】

⑧休日一時預かり事業

利用対象者：３歳児から小学校及び義務教育学校の６年生までのお子さま

内　　容：保育施設や学童クラブを開設しない日曜日及び祝日等において、お子さまをお預かりするサービスです。利用には事前申込みが必要です。

実 施 場 所：子育て・移住サポートセンター（養父市八鹿町八鹿1694-1）

実 施 団 体：NPO法人りとるめいと

利用料や時間等、詳細については実施団体にお問い合わせください。（連絡先：079-662-2677）
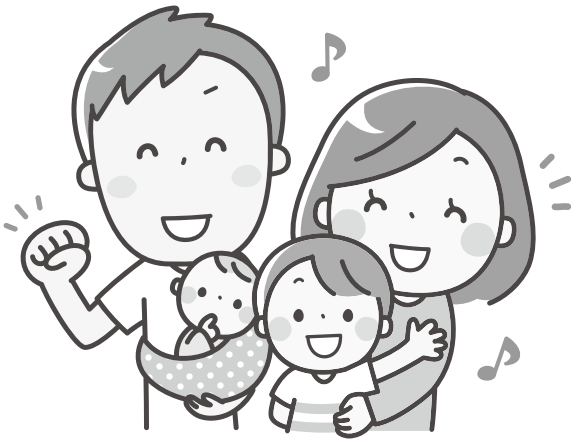
≪上記①から⑧までの保育サービスは、主な児童福祉施策の例です。≫